特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
杵築市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県杵築市長

公表日
令和5年3月6日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者総合支援業務を実施している。 特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	・総合福祉WEL+　・MICJET番号連携サーバ　・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
・受給者申請マスタ　・受給者申請マスタ　・支給決定情報ファイル　・請求者基本情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年法律第27号）第9条第1項及び別表第1の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒873－0001　大分県杵築市大字杵築377番地1　℡0978－62－1801

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉事務所　〒879－1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地2　℡0977－75－2405

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の16、26、56の2、57、87、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
平成29年7月20日	Ⅰ　関連項目 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉推進課長	福祉推進課長　江藤　修	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月20日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年9月27日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉推進課長　江藤　修	福祉推進課長	事後	
平成30年9月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月28日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity障害者総合支援　・Acrocity心身障害者台帳　・MICJET番号連携サーバ　・中間サーバー	・総合福祉WEL+　・MICJET番号連携サーバ　・中間サーバー	事前	
平成31年1月28日	Ⅳ　リスク対策	ー	新様式による追加	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
令和2年11月17日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉推進課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉推進課長	福祉事務所長	事後	
令和2年11月17日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉推進課　〒879－1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地2　℡0977－75－2405	福祉事務所　〒879－1307　大分県杵築市山香町大字野原1010番地2　℡0977－75－2405	事後	
令和2年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	Ⅳ　リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]外部監査	[　]外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の108、109、110の項 ・別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅳ　リスク対策 8. 監査 実施の有無	[　]外部監査	[　○　]外部監査	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年3月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	